

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	河内長野市ESCO事業者選定審査会（第1回）
2 開催日時	令和元年10月18日（金）午後2時～午後3時
3 開催場所	市役所3階 301会議室
4 会議の概要	1. 開 会 2. 市長あいさつ 3. 委員辞令の交付 4. 審査会委員の紹介 5. 会長・副会長の選出 6. 諮問 7. 会議の公開・非公開について 8. 議事 （1）ESCO事業提案募集要項について （2）ESCO事業提案審査要領について （3）今後のスケジュール （4）その他 9. 閉 会
5 公開・非公開の別 （理由）	公開
6 傍聴人数	な し
7 問い合わせ先	（担当課名） 総務部 資産活用課 （内線 482 ）
8 その他	

河内長野市 ESCO 事業者選定審査会（第 1 回） 議事要旨

■日時 令和元年 10 月 18 日（金）14：00～15：00

■場所 河内長野市役所 3 階 301 会議室

■出席者

【委員】

横山良平委員（大阪府立大学教授）

岩本吉志子委員（公認会計士）

松尾博司委員（大阪府住宅街づくり部公共建築室設備課設備計画グループ参事）

小西昌敏委員（河内長野市総務部長）

【事務局】

河内長野市：島田市長

総務部資産活用課 吉川課長、内山参事、向井主幹兼係長、
中谷副主査

日建設計総合研究所：高橋、下條

欠席

【委員】

太口智裕委員（河内長野市環境経済部長）

■議事次第

1. 開会
2. 市長あいさつ
3. 委員辞令の交付
4. 審査会委員の紹介
5. 会長・副会長の選出
6. 諮問
7. 会議の公開・非公開について
8. 議事
 - (1) ESCO 事業提案募集要項について
 - (2) ESCO 事業提案審査要領について
 - (3) 今後のスケジュール
 - (4) その他
9. 閉会

■議事要旨

1. 開会

2. 市長あいさつ

3. 委員辞令の交付

- ・ 島田市長から各委員に辞令が交付された。

4. 審査会委員の紹介

- ・ 配布資料確認の後、司会の向井主幹兼係長から各委員及び事務局の出席者が紹介された。

5. 会長・副会長の選出

- ・ 委員の互選により、横山委員が会長に、松尾委員が副会長に選出された。

6. 諮問

- ・ 島田市長から横山会長に諮問がなされた。

7. 会議の公開・非公開について

〔事務局向井氏：資料3に基づいて、附属機関等の設置、運営及び公開に関する指針について説明〕

- ・ 次回の審査会は民間事業者のノウハウを審議するため非公開とすべきと考える。
(横山会長)
- ・ 異議がないことから今回の審査会は公開とし、次回の審査会は非公開とする。
(横山会長)

8. 議事

(1) ESCO 事業提案募集要項について

〔事務局 高橋：資料4に基づいて、ESCO 事業提案募集要項を説明〕

- ・ P.3 応募条件(2)にグループによる応募の役割についての記載があり、事業役割の構成企業全社が連帯責任を負うと記載がある。ある役割の企業がグループから抜けた場合、他役割の企業が協力して事業を完遂すると考えてよいか。(小西委員)
→お見込みのとおり。グループの窓口は事業役割が担うが、抜けた場合は残りの企業で事業を遂行することになる。(事務局)
- ・ 上記について契約書に記載するのか。(小西委員)

→お見込みの通り。(事務局)

- ・ 過去の ESCO 事業などにおいても、エネルギーの使用量が用途ごとに分かれておらずわかりにくいことがよくある。事業者によって用途ごとのエネルギー使用量の想定が違っていると評価が難しい。今回の事業のベースラインの資料のガス使用量はほとんどが空調によると考えてよいか。(横山会長)

→お見込みの通り。空調及び照明についてはガス使用量や電力使用量を示す予定である。(事務局)

(2) ESCO 事業提案審査要領について

[事務局 高橋：資料5に基づいて、提案審査要領を説明]

- ・ 評価項目①の省エネルギー率 14%の根拠はあるか。(松尾副会長)
→事前に確認した削減量に基づき事務局内で検討し、少しハードルを下げた値として 14%とした。(事務局)
- ・ 上記は空調や照明などについて具体的な改修案について検討したものか。(松尾副会長)
→お見込みのとおり。必須工事である熱源と照明について試算したところ 20%程度の削減量があるとの結果から、ハードルを下げた 14%という値とした。(事務局)
- ・ 2. ESCO 提案の審査及び選定 (3) に最優秀提案を 1 件、優秀提案を数件選定するとある。一方 (4) に優秀提案者を次選交渉権者とするとあるが、複数選定された優秀提案のうち次選交渉権者は何れになるのか。(小西委員)
→評価方法が点数判定であることから順位が決まる。1 位の最優秀提案と何らかの理由で契約不可となった場合、2 位の優秀提案が次選交渉権者となる。(事務局)
- ・ 上記手法は真っ当である。審査要領を公表するわけであるから紛れのない表現としたらいいのではないか。(小西委員)
- ・ 資料 4 P.5 の 4. ESCO 事業者選定の流れ (3) に順位を付して選定するとある。これに合わせて表記したらどうか。(横山会長)
→ご指摘のように修正する。(事務局)
- ・ 評価項目⑫⑬は募集時に評価項目として提示するものなのか。(岩本委員)
→ESCO 事業は民間のノウハウを募集するものであり、⑫は計画から運用、更にサービス終了後の取組みも評価したい。⑬は市の省エネルギー対策を市民に見える方法で提示したいという意向を踏まえて提案を求めている。このような評価項目がなければ提案がなされないと思われる。(事務局)
- ・ ⑫は評価項目としなくても提案がなされるということか。(岩本委員)
→評価項目として提示せずに提案されるかは不明だが、評価項目とすることで提案を誘発したい。(事務局)
- ・ 資料 6 提案書-2 に⑨⑩があり、提案者はこの欄を埋めることになる。(横山会長)

- ・ 提案内容に基づいて評価するというので理解した。(岩本委員)
- ・ 評価項目⑥を5段階で評価するというのはどういうことか。(岩本委員)
→提案要請前に提出された財務状況書類に基づき評価することになる。今回はギランティード・セイビングス方式だが、シェアード・セイビングス方式の場合はリース会社の体力が評価の対象となることもある。長期的にサービス提供を受けることから財務状況の悪い企業は経営状況がよくないとして評価を下げる必要があると思われる。(事務局)
- ・ ⑥の評価点は係数のウェイトが高いため評価に影響があるのはどうなのかと考えた。(岩本委員)
- ・ ⑥は財務諸表などの評価に適切なのか。(小西委員)
- ・ どういう評価をするのか、というところである。期間が3年であることからそれほどブレないと思われるが、委員会内で評価が共有できればよい。一般的にこういう方法ではあまり評価しない。(岩本委員)
- ・ 過去のESCO事業ではこういう評価方法が多い。(横山会長)
- ・ 大切なのは委員会内でレベルを合わせることである。(岩本委員)
- ・ 大阪府の場合は公認会計士が各種指標に基づき評価しており、シェアード・セイビングス方式が多いため期間が長く重要な項目となる。今回は期間が3年であるが、係数4は必要なのか。係数4は契約期間の長短で決めているのか。(松尾副会長)
→係数は事務局で設定したが、重点化する点なども含めてこの審査会で議論いただきたい。(事務局)
- ・ 評価に差が付かない場合もある。悪い点数が付くことは少なく、1点差の場合、係数4だと評価点は4点差となる。少し係数をさげてもよいのではないか。(松尾副会長)
- ・ 第2回審査会で評価点をつけることになるが、各委員が点数をつけるのか合議によって点数をつけるのか議論いただきたい。(事務局)
- ・ 過去に二つ、事務局にて整理した案に基づき合議する方法と、事務局案には基づき専門分野はあるものの委員各自が点数を付けて事務局が集計する、という方法を経験している。どちらかだと考える。第1回審査会で決定しておくべきと考える。(横山会長)
- ・ ⑥以外は事務局案に基づき合議としたらどうか。①～⑤は客観点であり事務局で対応できると思うが、⑥以降は主観もあると思われる。(松尾副会長)
- ・ ①～⑤は事務局案を基本とし、⑥は岩本先生に事前確認いただき提案いただく、⑦～⑬は事務局案に基づき項目ごとに確認することでどうか。(横山会長)
- ・ ⑥も事務局案をベースに検討すべきではないか。(岩本委員)
- ・ 大阪府の場合、提案者の名を伏せて審査すること、また財務諸表などの資料を審

査会当日のみで確認するには時間を要することから、1週間ほど前に公認会計士に確認いただいている。大阪府の場合、事務局は⑥に関して詳しくない。(松尾副会長)

- ・ 経験上、⑥は事前に専門家に確認いただいていた。(横山会長)
- ・ そういう経験はない。事務局で財務諸表の情報を読めないか。(岩本委員)
→財務の視点はないため、どこを見るか指示いただければ整理することはできる。(事務局)
- ・ ①～⑤の数値については、提案の妥当性などを私が事前に確認することになる。(横山会長)
- ・ ⑥の資料は事前に確認する。(岩本委員)
- ・ 事務局案に基づき、合議で評価を進めることとする。(横山会長)

(3) 今後のスケジュール

- ・ 今回の審査会をもとに ESCO 事業者の公募を行う。提案書が提出される来年2月ごろに次回審査会を開催予定である。次回審査会では、審査基準に基づき採点を行い優先交渉権者、次点交渉権者を決定する。(事務局)

(3) その他

- ・ 本日の議事録を横山会長に確認いただき、以降の手続きをすすめたい。(事務局)
- ・ 微修正など対応する。(横山会長)

9. 閉会

以上